

段級審査規程（180217）

【総 則】

（趣旨）

- 第1条 本規程は、射手の技量・学識を審査して、これに適合する段級位を授与し、もって本人に励みを与えると共に射撃技術の向上と射撃競技発展の一助とすることを目的とする。
- 第2条 わが国におけるライフル射撃の段級審査は、すべて本規程に準拠して実施する。段級位の授与は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「協会」という）がこれを行う。

【段級審査委員会】

（運用）

- 第3条 本規程の適正な管理を行うと共に高段者の段級審査を行い、協会の地方加盟団体およびその他の加盟団体（以下「加盟団体」という）より登録申請に対する最終審査を行うため、「中央段級審査委員会」を置く。
- 第4条 中央段級審査委員会の委員は、協会の理事会において選任する。
委員会の構成は次のとおりとする。
- | | |
|------|-----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 2名 |
| 委員 | 若干名 |
- 委員の任期は本協会役員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 第5条 加盟団体は、加盟団体の段級審査業務遂行のため、それぞれの段級審査委員会を設けるものとする。
その構成は、中央段級審査委員会に準ずる。
加盟団体が設ける段級審査委員会およびその委員については、あらかじめ協会に申請して承認を得なければならない。
- 第6条 段級審査委員は、公認審判員の資格を有する者から選任しなければならない。

【段級位および称号】

- 第7条 段級位の区分および種目は<付表1>のとおりとし、それぞれの成績に対して段級位を授与する。この場合、段級位の頭書に当該区分名を、後尾に種目を付して呼称するものとする。段級位およびその基準点は<付表2～7>のとおりとする。なお、前装銃については、日本前装銃射撃連盟より中央段級審査委員会

- に提案されたものを審議したのち、理事会の議決を経て制定するものとする。
- 第8条 ライフル射撃界の発展に尽力のあった者、あるいは過去において射撃技術が特に優秀であった者に対し、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議により師範の称号を贈ることができる。
- 第9条 前条の師範の登録料は50000円とするが、名誉的な贈呈など事情により理事会の承認を得て無償とすることができる。
加盟団体より推薦する場合にあっては推薦理由書および本人のスポーツ歴を添付のうえ提出すること。

【段級審査】

- 第10条 段級審査会は、次の2種類とする。
1. 中央段級審査会（協会本部に置く）
 2. 加盟団体段級審査会（加盟団体ごとに置く）
- 第11条 段級審査会は、競技会等を兼ねて開催するものとする。
加盟団体段級審査会にあっては、競技会とは別に段級審査会を開催することができる。この場合、受験できる種目は1種目につき3名以上の参加者で競技することを原則とする。ただし、前装銃については参加者1名の種目から受験できるものとする。
いずれの場合も、段級審査委員2名以上の立会いを要する。ただし、段級審査委員の立会いに支障がある場合は、当該段級審査委員長の委嘱による公認審判員2名以上をもってこれに代えることができる。
- 第12条 段級審査を兼ねて開催する競技会は、次のとおりとする。
段級審査を兼ねて競技会を開催した場合は、記録公認規程に基づき、「競技会実施報告書」を提出するものとする。なおG4以上の大会では段級合格者の点数が確認できる当該種目の競技会成績表も合わせて提出のこと。
1. 中央段級審査会
公認競技会の格付け規程に基づくG1、G2及び格付規程に基づきG2相当と認められた格上G3の競技会
 2. 加盟団体段級審査会
公認競技会の格付け規程に基づくG3、G4の競技会

【段級審査委員会、段級審査会と段級の関係】

- 第13条 段級審査委員会、段級審査会と審査する段級の関係は、次のとおりとする。
1. 中央段級審査委員会は、中央段級審査会において全段級位を審査する。
 2. 加盟団体段級審査委員会は、加盟団体段級審査会において5段以下の段級位を審査する。

3. 中央段級審査委員会の委員は、加盟団体の段級審査会、または主催者の要請により、他の段級審査会に立ち会うことができる。

【受験および受験の手続き】

第 14 条 初段以上の段位受験には、協会の会員資格を要し、1 級以下の級位受験には、加盟団体の会員資格を必要とする。ただし、ビーム関係の 6 級以下の受験には、特に会員資格を設けない。

第 15 条 受験の方法は次のとおりとする。

1. 段級位の受験は、下級から順次上級におよぶものとする。
2. 5 級から 1 級までの受験はすべて必須とする。ただし生徒および学生については 4 級、3 級、2 級の級位の受験を省略することができる。
3. 級位のすべてならびに初段から 5 段までは同時受験することができる。
1 級と初段の同時受験ならびに同一大会内同一種目の複数回競技での受験はできない。
4. 段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあつては同級より直接受験することができるが、段位にあつては初段からの受験とする。
5. 同一区分内の他の種目を受験する場合は 1 段級上位より受験することが出来る。
ただし BRF40、BRF20 の段位保有者は BR 区分内他種目段位受験の際には初段から、同じく BRF40、BRF20 の級位保有者は BR 区分内他種目級位受験の際には 5 級から、受験しなければならない。
6. 学科試験は、5 級、初段および 6 段の実技合格者に対して実施する。
7. 学科試験問題は、中央段級審査委員会が作成したものを使用する。

第 16 条 受験希望者は、受験申請書〈様式 1〉に指定事項を記入の上、〈付表 2〉より〈付表 7〉に定める検定料を添え、段級審査会開始前の指定日時までに提出するものとする。同時受験の手続きにあつては、前条によるとともに、段級ごとに受験申請書を 1 部ずつ作成し、各段級検定料を加算した検定料を添えるものとする。申請書の記入は受験者本人の自筆によることを原則とする。
納入された検定料は事由の如何にかかわらず返却しない。

【登録・段級証書】

第 17 条 協会は、段級審査合格者について段級位原簿に登録するとともに、段級位証書を授与する。

第 18 条 協会は、第 8 条規程による称号者について称号原簿に登録するとともに、称号証書を授与する。

第 19 条 取得した段級位は永年有効である。

【段級事務委託】

第 20 条 協会は、中央段級審査委員会の答申に基づき、第 17 条の規程のうち 1 級以下の級位証書の交付事務を加盟団体に委託することができる。事務委託を受ける加盟団体は、第 5 条による段級審査委員会の設置の承認を得たものとする。

【段級登録申請および登録料】

第 21 条 加盟団体は加盟団体段級審査委員会において合格した者についてはく付表 2 > からく付表 7 > に定める登録料を添え、く様式 1 > により協会へ登録申請を行うものとする。

協会は、この申請に基づき、中央段級審査委員会の承認を得て、第 17 条に準じて処理を行うものとする。

2. 加盟団体は、合格した者についての事務処理を受験日より 1 ヶ月以内に行うものとする。

【罰 則】

第 22 条 段級審査委員会委員、称号者または段級位を有する者が、段級審査会、受験等に関連して不正行為をなし、あるいは、その他品位を汚し、名誉を毀損する等の行為があったときは、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもってその役職、称号または段級位の返上を命じ、または剥奪することができる。

第 23 条 前条に準じ、加盟団体より申請のあった場合も、前条に準じて処理するものとする。

第 24 条 段級事務委託に関しての不正行為、並びに事務処理の停滞があった場合は、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもって事務委託の停止を行うことができる。

【検定料の特例について】

第 25 条 会員登録において、「生徒」として登録されている会員が 3 段以下の段級位を受験する際の検定料については半額とし、段級証書のみ交付するものとする。なお、事務委託料については、基準表のとおりとする。

【附 則】

1. 段級審査会の競技規則は、協会の定める各競技規則によるものとする。
2. 本規程の改廃は中央段級審査委員会および理事会の議決を経て実施する。
3. 本規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
4. 本規程は、平成 13 年 10 月 20 日改正された。
5. 本規程は、平成 20 年 5 月 24 日改正され、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
6. 本規程は、平成 20 年 12 月 13 日改正され、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

7. 本規程は、平成 21 年 5 月 30 日改正され、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。
8. 本規程は、平成 22 年 2 月 27 日改正され、平成 22 年 2 月 27 日より施行する。
9. 本規程は、平成 26 年 2 月 22 日改正され、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
10. 本規程は、平成 27 年 2 月 21 日改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
11. 本規程は、平成 27 年 3 月 28 日改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
12. 本規程は、平成 27 年 7 月 25 日改正され、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
13. 本規程は、平成 27 年 11 月 21 日改正され、平成 27 年 11 月 21 日より施行する。
14. 本規程は、平成 28 年 2 月 20 日改正され、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
15. 本規程は、平成 28 年 5 月 7 日改正され、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
16. 本規程は、平成 28 年 7 月 23 日改正され、同日より施行する。
17. 本規程は、平成 29 年 2 月 25 日改正され、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
18. 本規程は、平成 29 年 7 月 22 日改正され、平成 29 年 7 月 22 日より施行する。
19. 本規程は、平成 30 年 2 月 17 日改正され、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。